

「安全保障法整備法案」の今国会での廃案を求める声明

安倍晋三内閣は、2014年7月1日、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の閣議決定を行い、本年7月16日に「安全保障法制11法案」（以下、「安全保障法整備法案」）を衆議院本会議で可決しました。

集団的自衛権の行使を容認する「安全保障法制整備法案」は、解釈改憲で「平和国家」としての日本を「海外で戦争する国」へと作り変えるもので、立憲国家として許しがたい重大な憲法違反となっています。

「安全保障法整備法案」が成立したならば、自衛隊は日本が攻撃されていないのに、「存立危機事態」という曖昧な定義によって他国（政府が認めているアメリカ、オーストラリアに限定されない恐れが多分に含まれる）が行う戦争に参加し、地球のどこへでも自衛隊が出て行き、戦闘行為を行うことを容認する軍隊に変容することになり、自衛隊のみならず、他国の人々までその犠牲となる大きなリスクを負うこととなります。同時に、対戦国次第では日本（まず沖縄ないし戦略上重要な本土の基地）が攻撃されないし戦いの現場となりうることを意味します。

衆議院憲法審査会において、3人の憲法学者がいずれも「集団的自衛権は違憲」との認識を表明しました。また200名以上の憲法学者、2700名の識者、日本弁護士会、元自民党議員の重鎮の数名、総理経験者なども、「戦後最大の危機である」「立憲主義を否定するもの」などの声を挙げています。

また、国民の間でも、東京を始め全国の至るところで、それこそ切れ目なく「反対する集会やデモ」が行われています。メディアの世論調査でも、反対が50%以上、賛成は20~30%という結果で、国民の大多数が反対であることが明確に示されました。

このように、日本国憲法及び国民世論の声を無視して、戦後日本のレジームを転換すると主張し、自らの戦争観、国家観を押し通そうとする安倍首相の専横な権力の行使は、もはや日本国憲法に基づく総理大臣などではなく、日本国憲法と民主主義に挑戦する独裁者の暴挙としか譬えようがありません。

日本は第2次大戦の悲劇の反省の上に立ち、この70年間、戦争で誰ひとり殺さず、誰ひとり殺されないという歴史を刻んできました。また、武器を振りかざさない日本の姿勢は、紛争の絶えない中東においてさえ大きな信頼を得て、紛争解決の一助を担うこともできました。力によらない国際貢献こそが日本の誇りであると、海外で活躍する多くの日本人が語っています。

日本国憲法は、過去の悲惨な侵略戦争と軍国主義のもたらした過ちを反省し、平和と民主主義を願う人々の切実な願いの下に生まれた私たち日本国民の大切な賜物であり国是でもあります。特に憲法第9条は、「武力による威嚇又は武力の行使の放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を定めており、世界でも多くの人々の支持を集めています。

以上の理由で、私たちは日本国憲法の到底容認しない「安全保障法制整備法案」を受け容れることはできません。

ここに、私たち熊本学園大学教員有志は、政府に対し「安全保障法制整備法案」の今国会での廃案を強く求めます。

2015年8月24日

熊本学園大学教員有志

代表世話人 坂本 正

世話人 遠藤 隆久

大江 正昭

賛同者 商学部 宇野 史郎

大野 哲夫

香川 正俊

城戸 善和

出家 健治

土井 文広

萩原 修子

吉川 勝広

社会福祉学部 高林 秀明

中地 重晴

花田 昌宣

堀 正嗣

宮北 隆志

柳 政勝

山中 進

横山 孝子

和田 要

外国語学部 小笠原 淳

佐藤 勇治

経済学部 山内良一